

ジョルジュ・ベリー著 『必要不可欠な死刑』

フランス刑事立法研究会

<https://doi.org/10.15017/2333978>

出版情報：法政研究. 86 (1), pp.153-168, 2019-07-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ジヨルジュ・ベリー著『必要不可欠な死刑』

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

ジュールジュ・ベリー著『必要不可欠な死刑』

序文

I. 殺人者に対する過度の同情

II. 殺す権利

III. 反論

IV. 実例

V. 流刑または拘禁刑

VI. 結論

はしがき

本資料は、Georges BERRY著『必要不可欠な死刑』^①を翻訳したものである。著者であるGeorges BERRYは、一八五五年にHaute-Vienne県Bellacで生まれ、本書執筆当時、控訴院付弁護士、法学博士であった。

本書で展開されているのは、徹底した死刑存置論である。死刑廃止論に対する執拗な攻撃、死刑廃止論者を敢えて「人道主義的モラリスト (moralistes humains)」と揶揄する等、その主張は過激で、時として、論理的整合性や理論的一貫性を失っているように見受けられる点多々ある。とはいえ、第3共和政の成立、パリコミューンの出現等、フランスが激動期を迎えている一九世紀末の死刑存廃論には鬼気迫るものがあり、そこには、現代の死刑存廃論にはない何か垣間見られるであろう。

フランスでは、一九八一年に死刑が廃止^②されるが、そこに至るまでの死刑存廃論の展開、とりわけ、一九世紀末の激動期のそれに今改めて耳を傾けてみることは、日本における死刑存廃論をめぐる現状を分析する上でも一定の意義を有すると思われる。

以下、本書を翻訳して紹介する。なお、翻訳にあたって

は、寺嶋文哉（九州大学大学院法学府法政理論専攻修士課程）が行い、フランス刑事立法研究会で逐語的に再検討、内容を精査した。なお、原文の斜字体の部分には傍点を付し、必要に応じて本文中に「…」で注を補った。

（井上宜裕）

必要不可欠な死刑

（La peine de mort nécessaire）

Georges BERRY

序文

人道主義的モラリストと呼ばれるモラリストの一派が、議院の一新のために死刑の廃止を提案して、直に二〇〇年となる。

盗罪犯人（voleurs）がこの最高位の罰をもはや危惧する必要はなく、そのことが当然とされてからすでに久しい。なぜなら、殺さない、もしくは殺そうとしない者を殺すことに対しては、我々は常に嫌悪感を抱くからである。

しかし我々の風変わりなモラリストは、この得られた

進歩にもはや満足せず、今日、Louis BLANCO氏を筆頭に、我々に対して、殺人者殿たちについても死刑執行人の重圧から解放するよう要求してくるのである。

この必然的な混乱と墮落の時代に、あらゆるまやかしに慣れて、私はとてもではないがこの茶番の終わりを予感しない。私が書いているこのときに、死刑は我々の法律から消え去ろうとしているかもしれない！ また、読者たちよ、あなたがたがこの文章を読んでいるこのときに、フランスでは死刑が経験されきっているかもしれない！

いずれにせよ、今日の無能な者たち（nullites）が、過去の知性の最良の遺物を無差別に覆すのを見ることを、正当にも懸念しているあらゆる市民は、国が踏み出した誤った道について国に注意を促す義務があると確信している。またとりわけ、このろくでなしたち（coquins）にとがめられず身を委ねるままには決してない善良な人々の手で、この抗議は常に役立つ武器であると確信している。私はこの数頁で、その唯一の功績は誠実で正しいことであるが、死刑を完全に廃止することに存在するであろう危険性と、我々からすれば、死刑執行が必要となる理由をまとめてみようと思う。

彼らか私か、大衆が判断者であればよい！

I. 殺人者に対する過度の同情

死刑の宣告ないし死刑執行に立ち会うことほど、骨の折れることはない。そして、宣告する裁判官や、見物する一般の人々にとって、これほど苦しい瞬間はない。

したがって、死刑囚が死ぬと、それが勇敢にであれ臆病にであれ、その死刑囚には必然的に俗衆の同情が集まる。犯罪の恐怖も、犯罪者の邪悪さも忘れられている。人々は死にゆく者しか見ず、人々は自身の心に、その者に対する限りない慈悲を見出す。

なんとということか！ 現在のことしか考えないがゆえに、不在者はあまりに簡単に忘れられ、今日の受刑者しか見ず、気の毒に思わないがゆえに、過去の被害者はあまりに簡単に忘れられるのである。

このことすべては、よく規律された司法に内在する欠陥から発しており、この司法においては、分別をもつて追求する目的を達するため、犯罪と償いの間に長い期間が流れ去るままになることを余儀なくされている。そして「去る者は日々・に疎し（*les morts vont vite*）」というように、生き残った者のみが我々の感覚を享受するのである。

文明化の最初の試み以前、我々の祖先としてはこのよう

な感覚は恐れられていなかった。直ちに捕まり、直ちに絞首刑に処される。みな満足するように、殺人者は直ちに裁かれ、簡単に執行されていた。

今日より人道的でないにもかかわらず、我々の父は全て間違っていたわけではない。そして、正しい司法の要請を迅速な刑の執行と調和させることができなかったことは、遺憾である。そうなっていれば、招かれざる同情の高揚や、願望が現実になると思ひ込みすぎているモラリストの場違いな抗議は避けられたであろう。

ROBESPIERREとMARATの罪のあとなら、フランス人の血で未だに赤い祖国の大地を前にして、私はこの寛大な傾向を許すことができたろう。一八七一年のあと、我々に「友よ、もはや非業の死はいらない。殺すことに飽きあきしたのではないのか？」と叫びにくる者に対して、私は少しは容赦していたらどう。

しかし、暗がりの中で社会に向けられた新たな刃が鋭くなるこの折に、また、自然主義的な表現に従って、持てる者（*angrissés*）に対して新たな作戦が用意されるこの折に、死刑の廃止を要求するというのである。私はあえて、この要求が少なくとも時機を失していると考え、また、持てる者には、持たざる者（*amalgis*）の企てから身を守る

方法を残しておくのは正しいことだろうと信じてるのである。

仕方ないではないか。私は、人々が殺人者について考えるならば、被害者のことを完全に無視してはならないとの考えに及ぶという誤りをする者の一人であり、またそれゆえ、毎日、裁判官も書記官もなしに、平穩で善良な市民に死刑を科すことをためらわないごろつきたち (greasers) に対抗する死刑の存置を要求する者の一人なのである。

II. 殺す権利

確かに、死刑がその構成員の一人によって侮辱された社会の復讐にしか役に立たないのであれば、私はまずもって人道主義的モラリストの輪に参加していただろうし、Louis BLANCやその一味とともにこう述べていただろう。

「社会は、卑小で残虐な復讐という快楽を与えられる権利を有していない。同害報復刑はもはや我々の風俗には存在していない。一八八一年という年は我々に社会的な邪説を許したのではない。それゆえ、死刑は我々の法律から抹消されなければならない。」

やれやれ！ 我々が盲目的にこの理論に従い、その信念

と主義を哲学的なこれらの著作や思想においてのみ汲み取るならば、重大な結果に至る。これらの思想は、悪人に対しても善でなければならず、非人道的な者に対しても人道的でなければならず、殺人者に対しても慈悲深くないければならないと、我々に説くものである。これらの思想は、社会において孤立した人々に対しても、社会を形成する人々に対しても、同程度に崇高な人物像を我々に示すものである。要するにこれらの思想は、最も優れた者が最も劣った者に対して、自ら手本を示して説かなければならないということを我々に主張するものである。

このように、見かけは非常に論理的などの論証によっても、世論を捻じ曲げ、その同志たちによって愚行に同意させるに至る。どんなかたちでも、世界で最良の信条の、最も大きな愚行が、騙され、欺かれた人々の喝采において規定されるのである。

我々が歓楽街の路地裏や林の真ん中で殺人者に殺す権利を認めないのであれば、我々はいっそうRouquette広場で殺す権利を有しておらず、この点で社会契約論から導き出された論拠は、見せかけでしかなく何の役にも立たないということ、確かに分かっている。しかしこれらすべては、社会が完璧であるという限りにおいてしか価値を持ち

得ず、未だ論証すべきものである。このことすべては、要するに、理論上はよくても、理論から実務まであまりにかけ離れており、ここでは「理論においては」容易に犯罪と呼ばれているものが、そこでは「実務においては」必要の名を名乗るのである。どれだけの反証が絶えず相互に加えられないであろうか？ どれだけの思いがけない違いが絶えずそれらを区別しないであろうか？ 結局、どれだけの響きの美しいフレーズが、現実の生活において使い得ないであろうか？

否、神は人間に、復讐する権利を与えなかつた。しかし、神は人間に、保護すべき存在を与えた。

否、神は人間に、同胞を殺すことを許さなかつた。しかし神は、自然法に正当防衛の原理を組み込んだ。

いかにも、神は我々に、許しと、侮辱を水に流すことを説いた。しかし、我々の心に、自己保存本能を刻んだ。

以上のことから、神は我々に、法典にこの恐ろしい罰、死刑を書くことを許したのである。この死刑から、我々は多くのまともな人々の救済を得てきており、私はあえてこれを期待するが、今後も多くのその他の人々の救済を得るのである。

私は気のふれた人々、および怒り狂った人々については

言及しない。これらの、理性の外に位置付けられる人々は、差し迫った危険によって威嚇されず、効果のほど遠い脅威によつては、未だにさほど動揺しないであろうからである。そのうえ、畑に垣根を、庭に障壁を設置するのは逃げ出した雄牛のためではないし、殺しをする気のふれた人がいるからといって、殺しをする気のふれた人しかいないわけではない。

殺人者は、多かれ少なかれ病んだ神経や、もしくは、多かれ少なかれ汚れた血を、常に行動基準として有しているわけではない。彼らはそれと同じくらい、そしてそれよりしばしば、金銭欲や、簡単に手に入る利益の欲深さや、他人の財布への欲望をもち、またろくでなしたちは、概して、精神病院とは何の関係もない。彼らは、同胞が稼いだ金で陽気に生きるために死をもたらず。なぜなら、労働は彼らの流儀でなく、風俗でなく、習慣でもないからである。

これが、是が非でも我々を守るために対抗すべき犯罪者であり、絶えずその頭の上にギロチンの刃を吊るしておかなければならない徒党である。すなわち、社会の敵であつて、死の恐怖のみがこの者たちの殺意をもつた腕を引き止めることができる。

Ⅲ. 反論

「しかし」といって我々の反対者たち (adversaries) は、「我々に対して必要な死刑について語るのか？ 殺人者は最初の齒のこともギロチンのことも考えていない。殺人者たちが死刑執行人やその補佐について考えているのは、司法の手の内においてのみではないか？」という。

なんとることか！ 生命を失う状況に自らを置いた者は、その最も貴重な財である命について考えていないというのか。率直にいえば、このような類の反論をあえてやってみるためには、人間の本性の、そしてその性向の健全な思想は、持たない必要がある。

子どもはそれ自身、その理性は成熟したものではないが、ばれたときに自身を待ち受ける罰のことを考えて、しばしばちよつとしたいたずらを止める。隣人の金を集める詐欺師や、ブリュッセルからの電車に乗る切符売り、切符を流通にのせる偽造者など、これらの者は、彼らが被る刑罰の峻厳さと、彼らの悪行によつて手に入れる利益とを比較する、ただそれだけである！ もつとも恐ろしい刑に身をさらす者は、自らの犯罪の帰結を考えていないというのか。生命の愛やそれを失う恐怖が他の者よりも強いような、こ

の粗野な人間だけが、ただの一瞬も、罰の観念による影響を受けないというのか！ これは、危険を冒せば冒すほど、人はそれを恐れなくなるのであり、何かを持てば持つほど、人はそれについて考えなくなると主張しようとするのである。要するに、ばかげたことを主張しようとするのである。

ある偉業 (glorious deed) に身を捧げるとき、すなわち、自身の名誉や大切な人の名誉のために究極の危険に立ち向かう覚悟を決めるときでさえ、人々はその勇氣の帰結について長々と考えることから始め、何人も魂と諦観の高潔さの力を借りなければ我が物にはならない内心の葛藤を免れない。そしてあなたがたは、人がこの忌まわしい行為、すなわち卑怯で犯罪的な行為を企てるためにかなり下劣であるとき、死刑台の影の前にして、一度たりとも身震いしないことを望むというのか。しかしこれは、あなたがたの殺人者を狂人にしようとするのであり、私はすでに、ここで公衆衛生の問題は取り扱わないと述べた。

我々の各人は、子どもであれ大人であれ、富んでいようと貧しくいようと、何らかの状況において自らの人身や自らの自由が侵害されうるといふ危険を考えている。そして、最もよく突き動かされる考え方は、生まれつき我々の

なかに存在し、時代や国や文明がどうであれ、あらゆる人民のなかに有効に見出すような自然法則、すなわち神の法則から、盗罪犯人よりも殺人者のほうが免れるとは決してしないのである。

「しかし」といつて我々の人道主義的モラリストは、犯罪者がその犯罪の前に、待ち受けている運命についてよく考えているとしても、判決録 (*Gazette des Tribunaux*) から判断すれば、その考慮は現在まで決定に関してほとんど影響を持たなかったことを認める必要がある、と続ける。

私は、死刑執行人の陰が、すべての脅かされた市民にとつて守り神 (*patron*) としての役割を果たすと主張する者ではない。否、自己への、もしくは他人への信頼に従って、恐怖によっては忌まわしい計画を止め得ないような人々もいる。

詳しく説明しよう。

犯罪をたくらむ者の経験は、犯罪者の欲望の側に秤を傾かせるほどの大きな比重となる。もしこの犯罪者がそのあらゆる行動において、絶え間ない幸運や現実の能力によって守られたならば、その者は大変に自信を持つようになり、罰は彼にとつて自身に届き得ないものとなるだろう。

そしてそれゆえ、彼にとつてギロチンは彼の同胞に対する脅威のようにしか思われず、彼は想像上の危険をもともしないし、悪い熱情が導くところへためらいなく行つてしまふのである。

しかし我々はよく理解している。悪党が軽視するのは死ではなく、悪党が期待しているのは自らのツキである。減輕情状 (*circonstances atténuantes*) を認め、もしくは拒否しやすしい国の陪審員の傾向も、殺人者の決定について大きな影響力を有している。

受け継がれている陪審員が、それが存在しないようなどんな場合でも犯罪に減輕事情を見出すことで、常に一貫して死刑の適用を拒否したことが周知であるのならば、もはや危惧されないこの死刑は、私が死刑に与えるべきだと主張している力を失う。そしてそこでは、この死刑の軽視は我々に対して何も反証しないというだけでなく、反対に我々の意見を強固にする。なぜなら、これは罰の廃止に他ならず、それが殺人者を助長するものであるからである。

他の行為や、私自身も、我々の反対者も見逃しているような、殺人者を安心させるような状況は、確かに存在している。しかしそれらを知ることなくして、私は、Louis BLANC氏やJules SIMON氏、その他の方々には、次のよ

うなことは到底できないと主張する。すなわち、殺人者に對して果てまで行つてしまふような輕蔑すべき勇氣を与えることが、不処罰の保証ではないという場合をただの一つも見出すことは、到底できないと主張するのである。そして結果として、死刑は本当に無益であると言ふことができような場合をただの一つも見出すことは、到底できないと主張する。

あなたがたの氣にいるあらゆる博愛に身を委ね、大まかに、そして詳細にあらゆる刑事訴訟を検討せよ。新旧のあらゆる哲學者を調べよ。あなたがたがこれをして、処刑場の不安が悪意による多くの腕を無力化しなかつたとは、決して我々に証明できないであらう。

そのうえ、この不安がある唯一の存在を保護することにしか役に立たないとしても、この不安は永久に祝福されなければならぬ。犯罪者の血の河は、ほんのわずかな無辜の者の血を埋め合わせるにはなりえない。

不平等な鬭争に氣づいた我々の穩健な哲學者たちは、別の論証を試した。彼らは次のように付け加えた。すなわち、死の觀念は、おそらく、確かに、臆病者を止めるが、しかし反對に、死刑執行は、弱く、組織されていぬある種の

人々に非常に有害な影響を与えうるため、社会はこの恐ろしい刑罰の存置において、なお損をする。人間に残酷さの实例を与えることで、死刑は社会にとって、さらなる悪でしかないであらう、と。

私のあらゆる熱意にもかかわらず、現在までならかの価値をこの論証に結びつけることは、私には不可能であった。BECCARIA & BENTHAM、TRONCHET による權威に逆つて、私には、残酷な苦痛を見ることによつて見物人がこの同じ苦痛を耐える氣になるとは、とても想像できない。死刑執行に立ち会つてゐる人々が、刃の下で暴れる不幸な者と同じ罰を受けたいと、直ちに駆り立てられることがいかに起こるのか、私には全くわからない。

それはまるで、ここ数世紀の重罪被告人に科せられた拷問の目撃者が、突然、それを少し受けてみたいという狂った欲望に駆られていたと、まるで我々に言いに来てゐるようなものである。要するに、まるで流れに逆らつて溺れてゐる者を見ると、彼を救おうとする人たちは自殺を決心するようになる、我々にあえて主張するやうなものである。これはもはや信じられないというよりも、滑稽である。そのうえ、もしこれらすべてがわずかでもまともな外觀を有するのであれば、思うに、重罪を急速に増殖させると

言われるようなこれらの死刑台から公衆を遠ざけることで、注目すべき不都合に備えることはとても簡単であっただろう。

よりまともな他の論証は、死刑に対する彼らの反感を、司法の誤りに依拠させた。人はときに間違えうるため、無辜の者を処罰するという危険を冒さないために、あらゆる犯罪者を生かしておく必要があると、記述するのである。そして、LESURQUES、FLIPPI、BAFFET、LOUARN、LESNIERの名前を引き合いに出すのである。

確かに、偽りの外観のせいで過ちを犯す裁判は、ときおり、犯罪者でない者に対して恐ろしい判決を宣告した。私はそれを認めるし、遺憾に思う。

とはいえ、私はここから、この論証が死刑執行に対する反証となるとは思わない。

裁判は間違えてきたし、これからも間違えるであろう。無辜の者は死刑台に上ったし、おそらくこれからも上るだろう。これは人間の誤りやすさの帰結の一つであるが、この帰結は、法律の必要な適用を少しも妨げない。

陪審員は、確かな証拠に基づいてのみ有罪判決を宣告すればよい。その心に有責性 (culpabilité) についていかな

る疑いも残らない限りにおいてのみ、犯罪者を処罰すればよい！ 最大の用心深さ (circospection) と、最大の慎重さ (prudence) によってのみ、判決を言い渡せばよい。以上のとおりであるので、私が陪審員に責任を負わせても、負わせすぎることはない。

しかしこれらの過ちは、死刑の存置や廃止とは何の関係もない。この過ちは裁判官における洞察力の欠如や、常に至る所で犯罪者を目にするという傾向向いであり、何ら法律をけがすものではない。このような事情が、法律の条文の推論とは見なされないのである。

裁判がいくらかの被害者を犠牲にしたからといって、多くを殺す殺人者たちを助長する理由にはならない。

「しかし」といって我々の人道的モラリストは、再び、「あなたがたは被有罪宣告者から善 (bien) の方へ回帰するあらゆる可能性を取り除いてしまっている。あなたがたの刃は、犯罪者の命を打ち切ることで、同時に道徳的な矯正のあらゆる希望をも断ち切っている。」と叫ぶ。

みなさま、もう一度言うが、このことすべてにおいて問題となっているのは、殺人者の道徳的な改善ではない。我々の唯一無二の目的は、善良な人々を保護することである。

確かに私は、倫理化 (moralisation) のあらゆる試みを強く重んじているが、それにもかかわらず私は、国家の安全を犠牲にしてまでこの倫理化が試みられるということには望まない。

死刑は、我々の目には罰というよりは保護 (préservation) である。それゆえ、前者の効果のみを専ら扱うべきではない。

不可分の死刑は一定でない重罪 (crimes inégaux) に對して一定の制裁 (sanction égale) を提示するという別の論証は、すでに言及されたものほど価値を持たない。

まず、比例原則は、私の知る限り、有益性に勝るといふ意図を有していない。加えて私は、反対者のものよりも優れた我々の制度は、段階的な法律を尊重していると付け加えよう。したがって、究極の犯罪には究極の罰を、である。

あなたがたは、平凡な (de second ordre) 軽罪および重罪のために他の刑を汲み尽くさざるを得ず、それゆえあなたがたには、減輕情状がなく有罪と認められた殺人者を罰するための処刑台しか残っていない。そして我々は未だそこに、最も罪深い犯罪者に適用される刑罰と、もつとも罪深くない犯罪者に適用される刑罰とのあいだに、比例性を見出すのである。

ご覧のように、Louis BLANC氏よ、あなたが引き合に出そうと試みたことはどれも、ギロチンの有益性、それも、日常的な実例によって証明される有益性を、弱める性質のものではない。

ここでとりわけ、私は村の善良な羊飼いの物語から、DESRUE氏の例を借りよう。

IV. 実例

この尊敬に値する人が私に語ったのは、一八三六年の冬のあいだのことであった。この時代、夜間には非常通行量の多いトゥールーズからパリまでの国道は、そこに沿っている大きな森にたくさんのも多種多様な犯罪者が集まり、新たな盗罪や新たな殺人は毎日憲兵隊に通報されていた。

DESRUE氏はリモージュから数里 (quelques lieues) に位置する小さな村 (commune) の司祭であり、夜間拘置の通報を受けていた。

ある朝、六時ごろ、この老いた聖職者は、彼の家の扉が乱暴に叩かれるのを聞いた。大急ぎで身体を起こして、涙に暮れた気の毒な女性を招き入れるのは、数分でできる簡単なことであった。

やっと司祭館に入ったところで、この悲嘆に暮れている女性は、死に瀕している彼女の夫のもとまで一緒に来て欲しいと、司祭に懇願した。

DESRIE氏はすぐにこの女性についていった。しかし彼は、その男性信者の恐ろしい振舞いに関してある種の話聞いていなかったわけではなかったので、途中で、その女性に彼女の夫の急病について尋ねた。彼はその女性に、「がっしりした肩のたくましい男は、どうしてこんなにも突然に、病気で打ち倒されてしまいましたのですか？」と尋ねた。この気の毒な無辜の者は、「ああ！ 彼を打ち倒したのは病気ではありません。先ほど友らが、私のもとに瀕死の彼を連れてきたのです。」と、涙に暮れた。

司祭がだんだんと、この裏には謎があるのだという考えを強固にし、その謎を解く鍵を手に入れようというとき、彼らは扉に着いた。

宗教の助けを求めに行かせた不幸な者は、たしかに重体であった。彼は恐ろしい叫び声をあげなければ、わずかな身動きをとることもできなかった。そして、ひどい罵り声のために告白を中断させることなくして、彼が許しに達することはできなかった。

告白が完了し、いつものように役割をかえて医師となっ

たDESRIE氏には、この告白者が文字通り打ちひしがれているということを認めるのに苦労しなかった。

この瀕死の者は、真の友がそこにいることをよく理解した。そして両手で司祭の手を握り、最期まで自らのもとに居てくれと懇願した。

突然少し気が楽になって、彼は話そうとした。「ああ！ 司祭さま、私は旅人か誰かにみごとにやられてしまいました。気の毒なJacquesはもうおしまいです。」「しかしあなたは自らを守ったり、その者を怖がらせたり、：はしようとしなかったのでしょうか。」「そんな！ 私は武器をもっていないかったのに、どうしてそんなことができましょうか？」ついで彼は、この最期の友の耳元まで身を乗り出し、こう付け加えた。「お分かりいただけるでしょう、私は誘惑・(tentation)を欲したことは一度もありません。私はいつも、ギロチンで瀕死になっている仲間を目の当たりにしてきました。ちくしょう！ 私はこういう風に死ぬほうがマシです。」

こうして我々は、長年にわたり多くの窃盗を犯しており、また、その者と被害者との間に処刑台が立ち上がらなければ多くの殺人を犯したかもしれないと自認している者を前にすることになるのである。

彼は我々にこういっているのである。「執行人以外であれば、何でもよい。」

このような例は説明するまでもない。そのうえ、周知の事実を引用すると、LACENAIREが、意のままにしている墮落した者たちの中から、殺人の仲間を集めるのに大変苦労したということを、覚えていないのは誰か！

学生の人殺しであるBARRISが看守、警視、牢番など彼に近づいた者に対して、手を組み合わせて自身の死刑を回避するよう求めて差し出した懇願を、すでに記憶にとどめていないのは誰か？

ついに、最期の訪問を待っていた日に減刑(commutation de peine)の知らせを受けて、喜びで気絶をしたこの毒殺者の話を思い出せないのは誰か！

どんな恐怖が処刑台の考えを抱かせるのかを証明し、可能であれば、我々の制度をより強固にするためには、私には、Roquette広場の話を語り、死刑囚による恩赦請願において用いられた言葉を記載すれば十分であろう。

それゆえ、私はここで話をやめて、万が一にもなすべき確信を未だ有している者に裁判紀要を指し示す。

全ての者は死を恐れ、全ての者は死を危惧している。そして落後者(declassés)がより頻繁に殺すということが

ないのは、私を信じて欲しいのだが、それは殺されることを恐れているからである。

V. 流刑または拘禁刑

しかし最後に、廃止すること、それはよいだろう。とはいつても、置き換える必要があるが、死刑はなにごとに置き換えられようとしているだろうか？

とんでもない！ 何によつても換えられない！ もっと正確に言えば、すでに存在しているもの、すなわち、流刑や拘禁刑によつては換えられない。

確かに、幸福な者や恵まれた者にとつては、この流刑や拘禁刑はなにも人を引き寄せるといふことはない。しかし、一般にこのような者は人を殺さないし、犯罪集団への加入はとりわけろくでなしたち(misérables)や浮浪者(vagabonds)のなかで形成されるのであるから、あなたがたの刑罰においては、これらの者を畏怖させるものは存在しない。

まさか！ 生活できない不幸な者がいて、あなたがたはその者たちに飢餓を免れる生活を約束している。昼も夜も季節の風雨にさらされている宿なしの人々がいて、あなた

がたは彼らに安らぎの場所（*asile*）を垣間見せるが、それはひとりもしくは複数人の被害者を犠牲にしてはじめて得られる。しかしそれは、あなたがたがそこに設けた殺人罪への報奨金（*prime*）である。

あなたがたが準備した黄金の時代において、確かに我々は、刃物のちよつとした攻撃で飾ることなくして、単なる盗罪をもはや犯さないということに至るだろう。しかし刃物を使わないことは何の役に立つのだろうか。なぜなら、この最後のおまけ（*fantaisie*）は、他のものと同様に、独房（*cellule*）と国外追放（*exil*）しかもたらさないのである。

もしあなたがたが死刑を流刑（*déportation*）で代替させるなら、それは殺人者の要望を実現することになる。なぜなら、彼らの同胞の生命に対する侵害は、単なる盗罪について妥当していた刑罰を増加させるどころか、更なる自由とより小さな苦痛へと彼らを導くのである。言い換えれば、新天地（*la Nouvelle*）では、その港は、看守を殺そうとする囚人の見世物を毎日我々に見せてくる、あらゆる懲役囚の夢見る港である。なぜなら、フランスにひどく退屈して、彼らは流刑を切望しているからである。

拘禁刑（*emprisonnement*）は、流刑よりも少しは渴望さ

れているわけではないが、殺人者の腕を止めるためにさほど大きな力を有していない。

利益や復讐にそざられた殺人者の想像は、刑罰の観念を緩和しうるあらゆる観念を、直ちに独房の苦痛という恐怖に加えるのである。

長期の拘禁のなかで、どんな出来事が起こりえようか！ 看守の懈怠！ 共犯者や不幸な仲間との共謀！ 反逆とその成功！ 公衆の革命！ 外国による侵略！ これら全ての可能性は事実である。あらゆる絵空事は自らをごまかす熱情にとつては現実であり、最も恐ろしい刑は取るに足らない期待の夢に消え去るのである。

反対に、極刑を受ける者は訴追を免れるという考えしか持ち得ない。逮捕されれば万事休すであり、生きる者に危惧される運命の期限は、彼に到来したと知っている。

確実に迅速な死の想像は、あらゆる幻想の墓場（*tombéau*）である。そしてこのことのみが、効果的に死刑に代替しうる極刑は存在しないということを証明している。そして、私に恥辱や不名誉については語らないでいただきたい。

人間の形をしているだけで、名誉も評価も気にしていな

い残忍な犯罪者や、運命が彼らを放り出す隅で、もはや同胞を引き裂くべき敵としか見ることでできない者にとつて、恥辱や不名誉とはなんであろうか！

それはまさに、まるで殺人の普及のための法律を作り上げようする立法者が存在するかのようである。

哀れむべき立法者たちである！

ろくでなしたちにとつて、我々は多かれ少なかれ肥えた餌食ではないが、そのような者に対して寛大であることを我々に求めてくるのは、警察が多忙を極めている時期においてである。モンマルトルからモンルージュまで、エトワールの障壁からトローヌの障壁までの中で、重罪が増えている時期においてである。撲殺する者 (assommeurs) が絞殺する者 (étrangleurs) に、絞殺する者が切断する者 (découpeurs) に取って代わられる時期においてである。さあ、議会における哲学者たちよ、あなたがたは人道の名の下に語ることにして確信しているだろうか？ 言葉の意味をよく考えただろうか？ 本気で誠実であるのか？ ええ、そうだろうか？ それでは、あなたがたにとっては仕方がない。

VI. 結論

お願いなので、社会的に狂っていたときに、人類の敵に對してあまりに寛大であろうとしたために、住民を不幸にしたいいくつかの国を模倣するのはやめよう。

まず隣国を取り上げると、スイスは、その新聞や、演説者や慈悲の意志の発言において、常に痛切に改悛している。Apbenzel-Rhodes州、Urn州やSchwiz州が、毎日増加する殺人を前にして、勇敢な人々のみが苦しまなければならなくなつてしまふ判断を撤回して、新たな執行人に給与を支払うための基盤を採択したことを、すでに我々は目の当たりにした。

ドイツでも同じく、この国はまったくの悪しき道を通つて進歩を進めようとしたのだが、極刑の廃止に票を投じるに至るままにしておいたあと、北ドイツ連邦 (Confédération du Nord) が素早くより健全な考えに立ち戻り、一度は第二読会 (seconde lecture) で採択された法律を却下したのを、我々は目の当たりにしなかつただろうか？

ロシアでは、一部のモラリストが死刑の廃止を要求したが、**管刑 (know)** で代替させた。思うに、これは我々の

哲学者たちも、我々の殺人者たちも気に入るものではないだろう。

そして、新たな皇帝（Czar）は今のところ、ニ・ト・ロ・グ・リ・セ・リンの爆発は当然に寛容のあらゆる爆発を消し去る、と判断しなければならない。

それゆえ、要求されている廃止はあらゆる人々の精神や心には非とも必要であるといくら主張されても、私は事実を前にしてそのようなことはまったく信じることができないし、もつとも形式的な私たちでその真逆を主張するのである。そして共和国大統領に関しては、あなたがたは自らの加担者（complice）だと表明しているが、彼は、誓って、かなりの頻度で、あなたがたの守られた良き友人（amis aimables protégés）の首を掻き切って殺させ、あなたがたの主張に對抗している。

そのうえ、このことは確信して欲しい。もし大統領が今日まで継続している道から遠ざかろうとするならば、世論は直ちに彼をその職務へと連れ戻すであろう。2人の子どもの怪物、Gilles et Abadieの有利なようになされた寛大な行為、すなわち大統領の権威に払われる敬意のために、人々があまりにもその理由を探し求めた寛大な行為がなされたときに、公道や公共の広場を埋め尽くした抗議と似た

ような抗議によつて、連れ戻すであろう。

私は穏健で、人道的な法律がとても好きだし、血を好むなどということとはとんでもない。まさしくそういうわけで、私は、あらゆる手段を尽くしてフランスにおける死刑の存置を求めるのである。私の反対者たちが不良（canaille）に対して優しさをもつてするよりも、私の峻厳な制度をもつてしての方が、多くの血を救うと確信している。

哀れみを喧伝し、人道の名の下に語ることは、いつでも素晴らしいことである。とは言つても、この人道や哀れみは、その他の市民を犠牲にしすぎてはならない。

これがあなたがたや、あなたがたの生命しか問題となっていないのなら、私は介入するのを差し控えよう。それに値しない者のために、自己を犠牲にすることは、あなたがたの自由である！ 痛い目をもつても哀れむことは、あなたがたの自由である！ 軽蔑すべき層の利益に自らの生活を危難にさらすことは、あなたがたの自由である！ しかし、あなたがたはまさしくその同郷人の生命を危険にさらしているのだから、私は、この邪な寛容さと戦うことを自らの義務とし、あなたがたが第一に守らなければならぬ善良な人々の方に、あなたがたの緻密な注意を向け直すこと

は、あなたがたにおいてはるかに人道的で、はるかに賢明であろうと考えるのである。

あなたがたは、正義の名の下に死刑の廃止を要求するの
か？

正義の名の下に、あなたがたが平凡な犯罪者と同胞の生命を侵害する者とのあいだに區別を設けるということをし、私は要求する。

あなたがたは、人道の名の下に死刑の廃止を要求するの
か？

人道の名の下に、あなたがたが私の同郷人たちの生命をより多くの危険にさらすということがないことを、私は要求する。

あなたがたは、世論の名の下に死刑の廃止を要求するの
か？

私は、世論や、スイス、ドイツ、ロシアを持ち出して述べる。

すなわち、我々自身の安泰の名の下に、死刑執行人を解雇するのは差し控えよう、と。

そして、あなたがたがそのあらゆる書物において書いて

いるように、もし我々が殺す権利を持たないのであれば、よろしい、我々はこれを享受する。それだけのことである。それでは我々は何の権利も有しないのであろうか？ もつとも、それが狂犬病の犬を殺すことが問題となつているときでもそうであらうか？

(寺嶋文哉)

(1) BERRY Georges, La peine de mort nécessaire. Paris, L. Larose et Forcel, 1881.

(2) フランスにおける死刑廃止の経緯については、青木人志「死刑存廃論議への比較法的接近」一橋論叢一一五巻四号(一九九六年)七三四頁、井上宜裕「フランスにおける死刑廃止への道程—Philippe MAURICE事件を素材として—」法政研究八四巻三号(二〇一七年)五六二頁以下、鈴木尊紘「フランスにおける死刑廃止—フランス第五共和国憲法の死刑廃止規定をめぐって—」外国の立法二三四号(二〇〇七年)二四五頁以下、新倉修「フランスは死刑を廃止した」ジュリスト七九八号(一九八三年)六二頁以下等参照。

【付記】本資料は、二〇一八年度末延財団研究会助成による成果の一部である。